

農林水産物・食品輸出本部関係法令等

1. 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（抄）・・・2
（令和元年法律第57号）
2. 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行令（抄）
（令和2年政令第73号）・・・3
3. 農林水産物・食品輸出本部の運営について・・・3
（令和2年4月3日農林水産物・食品輸出本部決定）
4. 農林水産物・食品輸出本部事務局の設置に関する訓令・・・4
（令和2年農林水産省訓令第9号）
5. 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する業務の基本方針に
ついて・・・5
（令和2年3月31日閣議決定）

1. 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（抄）

（令和元年法律第 57 号）

（設置）

第三条 農林水産省に、特別の機関として、農林水産物・食品輸出本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事務）

第四条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 農林水産物及び食品の輸出に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

（組織）

第五条 本部は、農林水産物・食品輸出本部長及び農林水産物・食品輸出本部員をもって組織する。

（農林水産物・食品輸出本部長）

第六条 本部の長は、農林水産物・食品輸出本部長（次項及び次条第二項第七号において「本部長」という。）とし、農林水産大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括する。

（農林水産物・食品輸出本部員）

第七条 本部に、農林水産物・食品輸出本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 総務大臣
- 二 外務大臣
- 三 財務大臣
- 四 厚生労働大臣
- 五 経済産業大臣

六 国土交通大臣

七 前各号に掲げるもののほか、本部長以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が任命する者

(資料提出の要求等)

第八条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第九条 第三条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

2. 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行令（抄）

(令和2年政令第73号)

(本部の庶務)

第一条 農林水産物・食品輸出本部（次条において「本部」という。）の庶務は、農林水産省食料産業局輸出先国規制対策課において処理する。

(本部の運営)

第二条 前条に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、農林水産物・食品輸出本部長が本部に諮って定める。

3. 農林水産物・食品輸出本部の運営について

(令和2年4月3日農林水産物・食品輸出本部決定)

農林水産物及び輸出の促進に関する法律施行令（令和2年政令第73号）

第2条の規定に基づき、農林水産物・食品輸出本部（以下「本部」という。）の運営について以下のとおり決定する。

1. 本部会合への出席要請について

本部は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

2. 議事の公開について

本部会合は非公開とし、議事録は、原則として、本部会合終了後速やかに発言者名を付して公開する。

3. 配付資料の公開について

本部会合で配布された資料は、原則として、本部会合終了後速やかに公開する。

4. 今後の進め方について

- ・ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下「法」という。）第10条第1項の基本方針については、概ね5年後を目途にこれを変更する。
- ・ 法第14条第1項の実行計画については、本部が各年度において少なくとも1回、これを変更する。
- ・ 農林水産物・食品輸出本部事務局（以下「事務局」という。）が実行計画を変更することができるものとし、概ね4か月ごとに本部又は事務局が変更する。
- ・ 本部及び事務局の会合は、上記のほか、必要に応じて開催する。

4. 農林水産物・食品輸出本部事務局の設置に関する訓令

（令和2年農林水産省訓令第9号）

（設置）

第1条 食料産業局に、農林水産物・食品輸出本部事務局（以下「事務局」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 事務局は、農林水産物・食品輸出本部の運営に関する事務をつかさどる。

(組織)

第3条 事務局に、事務局長、事務局長代理、次長その他所要の局員を置く。

2 事務局長は、事務局の所掌事務を総括する。

3 事務局長代理は、事務局長を助け、事務局長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 次長は、事務局長及び事務局長代理を助け、事務局の事務を整理する。

(雑則)

第4条 この訓令に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

5. 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する業務の基本方針について

(令和2年3月31日閣議決定)

農林水産物及び食品の輸出を更に拡大するため、農林水産省において農林水産物及び食品の輸出の促進に関する企画及び立案並びに総合調整を行うこととし、同省において本業務に取り組むに当たり、内閣法（昭和22年法律第5号）第12条第2項第2号に規定する基本的な方針として本基本方針を定める。

1. 基本的な方針

我が国においては、少子高齢化に伴う人口減少により、食の市場規模が縮小傾向にある一方、海外においては、新興国の経済成長や人口増加に伴

い食の市場規模は拡大傾向にある。我が国の農林水産業者の所得向上を図り、農林水産業及び食品産業が持続的に発展していくためには、農林水産物及び食品の輸出の大幅な拡大を推進し、世界の食市場を獲得していくことが不可欠である。

そのためには、我が国農林水産物及び食品の魅力の世界への発信、東京電力福島第一原子力発電所の事故に起因する風評の払拭、海外の商流構築、知的財産の保護・活用、輸出のための生産基盤の強化等のほか、輸出先国・地域ごとや品目ごとに設けられている食品衛生、動植物検疫等の規制への対応を進めていく必要があり、令和 12 年までに農林水産物及び食品の輸出額を 5 兆円とする目標の達成に向けて、こうした課題に関する政府機関等との協議や国内の体制整備が大きな課題となっている。

特に、戦略的に輸出先国・地域の規制に対応し、輸出阻害要因の解消を早急に進めるため、放射性物質に関する輸入規制の緩和・撤廃をはじめとした輸出先国・地域の政府機関等との協議の加速化、輸出に必要な証明書発行等の輸出手続の円滑化等、複数の関係府省庁にまたがる事務を政府一体となって推進する必要がある。

このため、令和元年 11 月に成立した農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号）に基づき農林水産省に設置される農林水産物・食品輸出本部において、基本的政策の企画・立案、関係行政機関の事務調整を行うこととしている。

これを踏まえ、同法の施行（令和 2 年 4 月 1 日）以降は、農林水産省において、農林水産物及び食品の輸出に関する企画及び立案並びに総合調整を行うこととし、関係府省庁の緊密な連携、協力の下、政府全体で農林水産物及び食品の輸出の促進に関する業務に効果的かつ効率的に取り組むこととする。

2. 1. に基づき行う事務の内容と関係府省庁

1. の基本的な方針に基づき、関係府省庁においては、以下のとおり事務を分担し、相互に緊密な連携を取りつつ、一体的かつ効率的に農林水産物及び食品の輸出の促進に取り組むものとする。

（1）農林水産省は、関係府省庁間の必要な調整等を行うため、農林水産物・食品輸出本部の運営や、農林水産物及び食品の輸出の促進に

関する法律に基づく農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本方針及び実行計画の作成、実行計画に基づく輸出促進措置の進捗状況の把握、実施の推進を行うこと等を通じて、農林水産省設置法（平成 11 年法律第 98 号）第 4 条第 2 項に基づき農林水産物及び食品の輸出の促進に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整（以下「総合調整等」という。）を行うとともに、関連する所掌事務に当たることとする。

- (2) 農林水産省以外の関係府省庁は、(1) の総合調整等に係る事務の実施に際し、実行計画に基づく事務の実施、情報又は知見の提供その他の必要な協力を行うとともに、農林水産物及び食品の輸出の促進に関連する所掌事務に当たることとする。